

“ 農地・水・環境保全 ” 水土里のネットワーク通信

第64号

2013. 2. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

「事務実務研修会」が開催されました

農地・水保全管理支払交付金が2期目に入り、最初の協議会主催の技術研修会として「事務実務研修会」を東部（平成25年1月19日 松江市）、西部（平成25年1月20日 浜田市）の2会場で開催しました。



この研修会は、各活動組織等で事務を担当されている方を中心に改めて事務を適正かつ円滑に処理されるようにと開催したものです。

現在、共同活動に456組織、向上活動に288組織が取り組まれており、今回の研修会には、会場の定員の関係で制限させていただいたにも関わらず、東部会場には100組織136名、西部会場には54組織77名の参加がありました。全活動組織の30%を越える参加率は、近年にはないものとなりました。このことは、事務処理に対しての高い関心、また、事務処理に苦慮されていることが伺えます。

研修会の内容としては、「共同活動支援交付金の事務について」、「向上活動支援交付金の事務について」では、年度末に作成する実施状況報告書を中心に、「外部発注の流れについて」では、業者との委託契約についてでした。また、最後には、平成21年度中国四国農政局長賞を受賞された「市山環境保全会」の事務局である牛尾さんの活動事例発表があり、興味深い内容とともに軽快なトークで堅苦しい研修会の場を和ませていただきました。

研修会の各項目のポイントを次のように整理しました。

「共同活動支援交付金の事務について」のポイント

- 任意様式でも良いので、点検・機能診断の記録票を作成しましょう。
- 各様式を作成する際は、活動内容、金銭などをそれぞれに関連付けましょう。
- 市町村への提出資料は、1期目と異なりますので、注意が必要です。（活動記録、金銭出納簿、作業写真整理帳が提出資料となっています。特に活動記録と金銭出納簿は様式として定められていますので、指定された様式に記入し、実施状況報告書と一緒に提出してください。）

「向上活動支援交付金の事務について」のポイント

- 実績報告書を作成する際は、最新の活動計画書の実施内容と実績が一致しているか確認しましょう。（異なる場合は、実績報告書の内容が変わりますので注意が必要です。）

「外部発注の流れについて」のポイント

- 見積書は、できるだけ細かく数量を明記した見積りを徴収しましょう。
- 出来形の数量が分かる図面等を作成しておきましょう。
- 当初契約から変更が生じた場合は、変更内容を明確にして変更契約を結びましょう。



今回の研修会の感想、意見などをアンケートで伺いました。

- **【共同活動支援交付金の事務について、「向上活動支援交付金の事務について」、「外部発注の流れについて」役に立つ内容でしたか？】**の問いに回答いただいたほぼ全員の方から「役に立った」もしくは「おおむね役に立った」と回答をいただきました。
- **【組織内で事務をされる際に、困っていることはありますか？】**の問いに4割弱の方が「ある」と回答をされました。その理由として、「事務が煩雑」、「パソコンが使える方や事務の担い手不足」との理由が多数でした。
- **【今後、実施してほしい研修は何ですか？】**の問いには、「水路の現地補修研修会」、「カバープランツ研修会」、「事務の研修会」などが主に希望されていました。

また、その他のご意見として「研修会時期が遅かった」、「事務の流れが再確認できた」との意見もいただきました。



西部会場

アンケートにご協力いただいた組織の方々、ありがとうございました。今回のアンケートでの意見などを参考に今後も、研修会を計画的に開催したいと考えています。

なお、今回の研修会資料の提供を希望される方は、市町村の担当の方または、協議会事務局へお問い合わせください。

研修会では、各項目毎に質疑応答の時間が設けられ、活動組織から色々な質疑がありました。一部をご紹介します。

【共同活動支援交付金の事務】

問：3月31日時点で金銭出納簿と通帳の残額は合わないといけないのですか。

答：年度末の活動で生じた経費が3月31日で処理できない場合は、翌年度4月初めには必ず支払いを済ませてください。24年度の活動への支払いが済んだ時点で、通帳の残額と金銭出納簿の残額が合うようにお願いします。

【向上活動支援交付金の事務】

問：活動を変更した場合、実績報告時に変更届、活動計画を添付とありますが具体的にどのようなことですか。

答：各活動組織の活動計画書は既に国で採択されています。その内容と違った活動を実施された場合、その年度の計画や延長等が変わってきます。そのような場合は、実績報告書に変更届と変更した活動計画書を添付して提出してください。

【外部発注の流れについて】

問：年度内に数箇所の水路発注を予定しているが、一括発注が可能ですか。

答：水路工事等の場合、諸経費も安くなることから一括発注が望ましいです。

研修会でもお問い合わせが有りましたが、1月31日付けで共同活動、向上活動の実績報告書の様式を協議会ホームページに掲載しています。また既に掲載されている向上活動の活動記録、金銭出納簿に、今回計算式を入れました。ダウンロードしてご使用ください。

活動事例紹介

農地・水保全管理支払交付金の成果 小直振興会 村上 守 (津和野町)

農地・水保全管理支払交付金の第1期対策5年間で終了しました。この5年間、私は小直振興会の事務局長としてこの事業に携わってきました。この期間の様子について報告します。

小直地域は国道9号に面しており、限界集落になるというようなことは、今のところないものの当然のように高齢化が進んでいます。また、農地を残したまま他地域へ転居される方もおり、活動前は遊休農地に背丈をはるかに超えるセイタカアワダチソウが一面に蔓延はびこっていました。

荒れた農地が国道9号からもよく見えるため、このままでは景観が悪く地域として恥ずかしいと考えていたところ、タイミングよくこの農地・水事業が始まりました。小直自治会を中心に、小直地域の景観を守ることを目的として、小直振興会を立ち上げ活動を開始しました。

活動の第1歩は、セイタカアワダチソウ退治でした。何年間も放っておいた遊休農地には高さ3m、茎の太さが5cmもあるものが一面に生えており、刈払機で刈るのにてこずりました。もう少し早めに手を打てば良かったと痛感したことを思い出します。

この様な活動が実り、地域に荒れた農地が全くなくなり、平成23年度には水田として復活した農地20aで米を収穫することが出来ました。これは、5ヶ年間の集大成であり一番の成果だと思えます。

小直振興会では、この5年間で新たな活動として、地元小学生などによる田んぼの生き物調査や会報の発行等に取り組む、様々な成果を上げることができました。

この事業は、事務的に面倒くさいことが多く閉口したこともありましたが、終わってみれば地域の景観が格段に良くなり、活動が実を結んだと思っています。

私たちは、今年度から共同活動に加え向上活動で、老朽化した水路の補修等に取り組めます。1期対策と同様に実りある5年間になるよう活動を続けていきます。



「体制整備構想」の提出は済みましたか？

第1期対策で平成20年度から取り組まれた活動組織は、今年度（5年度目）が「体制整備構想」の提出年度です。未だ提出されていない組織は、以前に作成された「体制整備構想（案）」について、4～5年度目の共同活動を踏まえて再度、地域の皆さんで話し合い、成案として市町村へ提出してください。

★今月の予定★

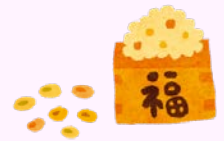
5日（火）	島根県農地・水・環境保全協議会 平成24年度第2回通常総会
19日（火）	平成24年度島根県農地・水保全管理支払交付金検討委員会（第三者委員会）
20日（水）	農政局抽出検査（飯南町、奥出雲町の該当組織）
21日（木）	農政局抽出検査（出雲市、松江市、安来市の該当組織）
22日（金）	農政局抽出検査（雲南市の該当組織、島根県農地・水・環境保全協議会）

ちょっと一息
おたよりコーナー

力を合わせて“ヨイショ”

あかつか

明塚環境保全組合（美郷町）



明塚環境保全組合では、農業者6名と自治会が協力して地域を守っています。平成23年度からは向上活動支援にも取り組み、6年間で土水路をコンクリート水路やパイプラインへ更新する活動、また農道のコンクリート舗装を計画しています。今年度も、重機を借り上げて自主施工により土水路 L=26mにコンクリート製品の敷設や、農道のコンクリート舗装を行いました。

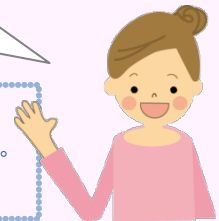


作業お疲れ様でした。限られた交付金の中で一つでも多く施設を直していきたいという皆さんの熱意が伝わってきます。これからも怪我のないよう活動頑張ってください。



【投稿規定】

郵便番号、住所、氏名、電話番号、組織の方ならば活動組織名を明記。
郵便、ファックス、メール、電話での投稿。次号への掲載は、前月20日ころまでに必着。
宛先は、〒690-0876 松江市黒田町432-1 水土里ネット島根「おたよりコーナー」係。
FAX番号（0852）24-0848、電子メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp



～担当者の声～

2月を迎え、天気は例年どおり曇天が多く降雪もありますが、時々緩んで晴れ間のある日もあり、農家の方は今年のお米づくりの準備にそろそろ取りかかれる頃ではないでしょうか。今年度の農地・水保全活動もあと2ヶ月で終わります。年度末に向けて、活動状況及び会計処理の整理等忙しくなりますが、次年度の活動計画策定作業もありますので、実績報告は早めに取りまとめておきたいものです。（協議会 T）

～農地・水保全管理支払交付金に関することは！～

◆島根県農地・水・環境保全協議会まで

〔事務局〕水土里ネット島根 Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ

Tel 0852-22-6262

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問い合わせ下さい。



下川原農地保全活動組織
（松江市）